大総務第46号
令和３年７月19日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長　野村　祥子　様

大阪市長　松井　一郎
（担当：総務局行政部総務課法人グループ）

諮問書

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成 25 年大阪市条例第 10 号）第７条第１項に規定する外郭団体である大阪市住宅供給公社による令和２年度の経営評価（財務運営の実績）の結果及び所管所属である大阪市都市整備局による大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程第５条第２号ウの規定に基づく当該経営評価の審査の結果について、同条例第７条第４項の規定に基づき、別紙により諮問します。

別紙

《様式3》

【財務運営の実績に関する評価】

令和2年度　事業経営評価

団体名	大阪市住宅供給公社	所管所属名	都市整備局

中期目標	
中期目標期間	
令和２年４月１日から令和５年３月31日までの３年間	

財務運営の実績に関する評価(財務運営に関する事項)

年度計画達成状況

指標Ⅰ	実収入率			
目標値	R2目標	R3目標	R4目標（最終目標）	
	90.0%	90.0%	90.0%	
実績値	H30実績	R1実績	R2実績	目標達成率
	87.7%	90.0%	91.8%	102.00%
中期計画に対する進捗状況	ア	ア:「順調」 イ:「遅れあり」 ウ:「計画の見直し必要」		

指標Ⅱ	収納率			
目標値	R2目標	R3目標	R4目標（最終目標）	
	99.52%	99.65%	99.65%	
実績値	H30実績	R1実績	R2実績	目標達成率
	99.65%	99.52%	99.66%	100.14%
中期計画に対する進捗状況	ア	ア:「順調」 イ:「遅れあり」 ウ:「計画の見直し必要」		

指標Ⅲ	有利子負債残高の縮減			
目標値	R2目標	R3目標	R4目標（最終目標）	
	46,448百万円	49,256百万円	48,252百万円	
実績値	H30実績	R1実績	R2実績	目標達成率
	56,930百万円	51,517百万円	50,250百万円	92.43%
中期計画に対する進捗状況	ア	ア:「順調」 イ:「遅れあり」 ウ:「計画の見直し必要」		

外郭団体の自己評価

当該事業年度の達成状況について

指標Ⅰ「実収入率」については、効果的な入居促進策を適切に実施し、空戸欠損額の抑制及び入居対策費の節減に取り組むことで目標を1.8ポイント上回った。指標Ⅱ「収納率」については、家賃等保証制度を積極的に進めるとともに、毎月の電話や文書の督促に加え、強化月間を定め休日督促を実施するなど着実に督促業務を行った結果、目標を0.14ポイント上回った。指標Ⅲ「有利子負債残高の縮減」については、借入金の償還計画の変更を行ったことから令和2年度目標は未達となった。なお、この償還計画の変更に伴う中期計画の変更は令和３年4月に行っており、変更後の中期計画と令和２年度の実績値を踏まえると計画に対する進捗状況は、「順調」だと考えている。

最終目標(中期計画)達成に向けた課題及び課題解消に向けた次年度以降の取組について

指標Ⅰ「実収入率」について、引続き効果的な入居促進に努め空戸欠損額の抑制及び入居対策費の節減に取り組む。
指標Ⅱ「収納率」について、引続き家賃等保証制度の利用促進や着実な督促業務に取り組む。
指標Ⅲ「有利子負債残高の縮減」について、確実な返済を行うことで有利子負債残高の縮減を進める。

専門家の評価

公認会計士、税理士その他の財務に関する専門的な知識及び経験を有する者の意見

指標Ⅰ～Ⅲについての数値の根拠は会計データと照合した結果正しいものと認められる。
指標Ⅰ「実収入率」及び指標Ⅱ「収納率」については、目標達成出来ている。指標Ⅲ「有利子負債残高の縮減」については、償還計画の変更により当初の目標値には未達となったが、すでに中期計画の変更もされていることから自己評価は妥当なものと考える。

市の審査	指標の達成状況		審査結果
	b	a：指標全部達成 b：指標一部未達成 c：指標全部未達成	指標Ⅰ、Ⅱについては、当年度の取組の結果、上記自己評価のとおり目標を上回った実績となっている。指標Ⅲについては未達であるが、公社の各種事業の現状等を踏まえて償還計画の変更を行ったことに伴うもので、すでに中期計画の変更は実施しており（本市審査済み）、上記自己評価は妥当なものである。

当該事業年度の評価	市の評価
	当該事業年度の指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた本市の総合的な評価
	指標Ⅰ、Ⅱでは目標を上回っており、指標Ⅲでは借入金の償還計画の変更があったため未達となったものの、中期計画の変更はすでに実施しており（本市審査済み）、事業活動の目標を達成するための財政基盤の確保は適切になされていると評価できる。 令和3年度も、指標Ⅰ、Ⅱの目標の達成に向けて引続き効果的な取組を進めるとともに、指標Ⅲの目標の有利子負債残高縮減を確実に行い、財政基盤の確保に努められたい。
	助言等及び講ずるよう求めた措置の内容【大阪市外郭団体等への関与及び監理に関する条例第７条第５項】（※必要な場合のみ）